

国立大学法人兵庫教育大学 中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①学士課程

01 教員養成スタンダードと授業との関係がより密接になるようカリキュラムマップを見直し、併せて学修の段階や履修の順序性など教育課程をより体系的に理解させるためのナンバリングを実施する。また、校種間の連携やグローバル化対応等の国や地域の教育課題を見据えた教育課程の改善、再編成を行う。

02 学生の主体的な学修を組織的に推進するため、アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法を拡充し、併せて、学生に能動的な学習指導法、及びそれを通して育成すべき資質・能力とは何かを修得させる。また、学修時間の確保、シラバスの充実及び学修成果の可視化に取り組む。

03 厳格な成績評価を行うため評価方法を見直すとともに、学生による授業評価の結果の分析を行い、授業改善の具体的指針を明確化する。また、卒業認定については、新任教員としての資質や能力を着実に育成する観点から、ディプロマ・ポリシーに従って、卒業判定基準に基づき厳密に行う。

②修士課程

04 修士課程の組織改革に沿って、大学院における教員養成スタンダード（大学院）及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行うとともに社会的ニーズを踏まえて教育課程を改善する。

05 学生の主体的な学修を組織的に推進するため、アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法を拡充し、併せて、学生に能動的な学習指導法、及びそれを通して育成すべき資質・能力とは何かを修得させる。また、教員養成スタンダード（大学院）に示された資質・能力の観点から授業内容・方法を見直し、シラバス改善、学修成果の可視化に取り組む。

06 厳格な成績評価を行うため評価方法を見直すとともに、学生による授業評価の結果と教員養成スタンダード（大学院）の観点から、授業改善の具体的指針を明確化する。また、修了認定については、教育に関連する質の高い人材を育成する観点から、ディプロマ・ポリシーに従って見直し、厳格化した修了判定基準に基づき厳密に行う。

③専門職学位課程

07 小学校教員を中心とした新任教員養成、教科指導・生徒指導・グローバル化対応等に優れた力量を持つミドルリーダー養成、学校経営・教育行政に携わるトップリーダー養成の高度化を見据えて、教育課程を改善する。

08 授業方法の改善に取り組むために教員養成スタンダード（大学院）と連携させた教育課程の効果について検証を行うとともにシラバスの充実、学修時間の確保、学修成果の可視化、アクティブ・ラーニングの深化により、学生の主体的な学修を組織的に推進する。また、教育実習総合センターとの連携を踏まえ、実習の効果を上げるため、メンター教員と連携し、実習内容を充実させる。

09 成績評価の基準を明確化し、より緻密な学生の資質向上を確認する成績評価やディプロマ・ポリシーに沿って厳密な修了認定を行う方法を強化する。

④博士課程

10 教職大学院等において教育を担当できる研究者を育成するために、教育実践学コンピテンシーに基づき、必要な能力・資質を身に付けられるよう教育課程及び教育方法を改善する。また、ディプロマ・ポリシーに沿った明確な基準のもとに、学位授与（修了）の認定を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

11 社会のニーズや本学のミッションの実現に対応できる教員の配置について明確な方針を策定し、厳正な評価に基づいて女性、若手、外国籍の教員を積極的に採用する。若手教員の採用については、40歳未満の若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員の比率を第3期中期目標期間末時点で14%以上となるよう促進する。また、教育効果等の観点から、必要に応じて教育研究組織の役割分担（学部・大学院等）の比重を見直す。

- 12 教育活動に対する評価結果を教育の質の向上や改善に結びつけるため、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会を中心とした組織的取組により、ベストクラスの選定、教員養成スタンダードのカリキュラムマップの改善等、全学的なファカルティ・ディベロップメント活動を推進する。
- 13 学生・教職員のICTに関するリテラシーを向上させ、遠隔講義システム等、情報ネットワークの教育的活用を図るための教育環境を充実させる。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 14 全学的な学生生活実態調査方法を改善し、第3期中期目標期間中に3回以上行くとともに、学長が学生から直接意見を聞く場を年複数回設定する。また、提案箱やクラスミーティングなど様々な場を通じて学生のニーズを把握し、学生の生活環境の改善を行う。
- 15 特別な配慮が必要な学生等への支援のための関係部署の連携体制の整備、防犯体制の強化など安全・安心に配慮した学生寄宿舍等の学内環境の整備、学生による不登校児童生徒支援や学校現場での学習支援等のボランティア活動など、学修・生活・課外活動支援を充実させる。
- 16 経済的支援が必要な現職教員や教員志望学生等に対し、学生のニーズ、費用対効果、及び財政状況を考慮した支援体制を整備することにより、独自の奨学金や研究費等の支援を受ける学生数を第2期中期目標期間末比2割増加させる。
- 17 教職キャリア開発センターの就職・キャリア支援の取組を推進し、高い教員・保育士就職率を維持する。学部については、80%（進学者を除く）を確保する。修士課程については、臨床心理学コースを除き、教員・保育士就職率70%（進学者を除く）を確保する。専門職学位課程については、教員就職率100%（進学者を除く）を確保する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

①学士課程

- 18 入試制度の改革にあわせて、次世代の教育を担う教員となるにふさわしい資質や能力などを多元的に評価するため、面接を重視する等の入学者選抜方法の改善を行う。

②修士課程

- 19 大学院の組織改革に対応した教育研究等の広報活動を充実させるとともに、自らの資質能力の向上を志向する現職教員や高い専門性と実践力を持った初等・中等教育教員になることを強く志向する者及び学校教育分野の心理専門職になり得る人材に対応するため、多様な修学背景や専攻・コース等の特性に応じた入学者選抜を実施する。

③専門職学位課程

- 20 教職大学院の整備拡充に対応した教育研究等の広報活動を充実させるとともに、学校現場における実践力・応用力を備えた指導的役割を果たすスクールリーダーや新しい学校づくりの有力な一員となる新人教員になり得る人材に対応するため、多様な修学背景や専攻・コース等の特性に応じた入学者選抜を実施する。

④博士課程

- 21 博士課程の人材養成の目的を広く周知させるとともに、実践に根ざした学校教育学研究の一層の推進を図る見地から、現職教員をはじめ教育実践学の研究を志す者の受入れを継続的に行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①学士課程、修士課程、専門職学位課程

- 22 教育現場に根ざし、学校現場の課題改善・解決に結びつく理論と実践を融合させた教育実践研究を実施し、その成果を客観的なエビデンスとともに示す。
- 23 図書館が管理するリポジトリ等を利用して、研究成果を組織的に把握・集約するシステムを構築し、研究成果をWebページ上で公開する等、効果的に社会に還元する。

②博士課程

- 24 連合大学院における教育実践学研究として、国内外に広がるプロジェクト研究及び個人レベルの学術研究を推進し、その成果を関連学会等で公表し、教育現場に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①学士課程、修士課程、専門職学位課程

25 本学が行う先導的研究や海外を含めた教育諸機関との共同研究を推進するとともに、成果に応じたインセンティブの導入や研究活動の外部評価体制を構築することにより、研究の質を向上させる。また、先導研究推進機構において、リサーチ・アドミニストレーターを導入し、研究活動を推進する。

26 平成27年度に策定した「研究活動の不正行為への対応等に関する規程」を教員の研究活動と学生への研究指導に対して徹底させるため、研究倫理に関する委員会等の組織を整備し、運用する。

②博士課程

27 教育実践学研究遂行のため、リサーチ・アシスタントを活用し、構成大学、教育現場・教育委員会、諸外国の研究機関等と連携した共同研究を推進し、第3期中期目標期間中に6件以上のプロジェクトを実施する。

28 博士課程において研究倫理委員会を設置し、現行の博士課程研究倫理ガイドラインを基に、各構成大学の研究倫理規程を踏まえた共通の研究倫理規程を平成28年度中に整備し、研究倫理に関する教育を充実させ、研究・研究指導を行う。

3 現職教員の高度化に資する学び直し・研修に関する目標を達成するための措置

29 学校現場の職務実態を考慮し、現職教員の修学ニーズに応えるため、神戸ハーバーランドキャンパスを拠点として、教職大学院新コースの設置、教育委員会との連携による研修の実施、及び次世代の教育を実践できる人材を養成する教育プログラム等の創設を行う。

30 教育委員会と連携して、本学の卒業生・修了生を中心とした現職教員に学びのニーズ等に関する調査を実施するとともに、本学の卒業生・修了生の教育現場での勤務状況等の評価について勤務校の管理職等に調査を行う。これらの結果を教育の質保証と教員養成の高度化に反映させる。

4 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①教育委員会等と連携する研修支援

31 学校現場の様々な課題等を解決するため、現職教員の学び直し・研修の拠点としての本学の特性を最大限に生かしながら、教育委員会などの教育機関と連携した多様で多彩な現職教員研修や教員免許状更新講習等を実施する。

②地域貢献と地域連携

32 兵庫県内の学校現場や自治体等と連携協働し、地域の教育や学校活動サポート等、ニーズや課題に応じた事業を積極的に実施する。

③大学間連携

33 高等教育に関する様々なニーズに対応しながら、兵庫県内の大学等を中心とした大学間の交流を活性化し、学修・研究活動等の分野において、教職アドバンスプログラム等の相互に連携協働する事業を開発・推進する。

④卒業生・修了生との連携と活動支援

34 本学の教育研究の進展及び教育現場の活性化のため、学部同窓会や全国組織である大学院同窓会と連携した広域のネットワークを構築し、卒業生・修了生対象の研究大会の開催、修了生との共同研究の実施など、学校現場の諸課題の解決に役立つ教育実践活動の支援を行う。

5 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

35 優秀な留学生を増加させるため、生活支援と日本語教育の充実を含めた留学生受入れ方策を充実させ、第3期中期目標期間中に計200人以上の留学生を受入れる。

36 グローバル化に相応しい教育研究の連携や人的交流を推進するため、海外の大学・研究機関等との新たな交流協定の締結を行い、協定大学の数を第2期中期目標期間末比2割増加させる。

37 留学や海外研修を含めた日本人学生の海外派遣を促進するための支援体制の拡充を図り、第3期中期目標期間中に計150人以上を海外へ派遣する。

38 近隣自治体が運営する国際交流団体等と連携・協力し、学生が、地域におけるグローバル化に関わる学習や体験を推進できる能力を身につけるための体制を構築する。

39 グローバル化と学生の英語力の強化を推進するため、学生が海外で行う研修活動等を単位化対象とする授業科目を創設する。

(2) 附属図書館に関する目標を達成するための措置

40 学生のニーズを踏まえ、教育実践に資する資料を整備するとともに、ラーニングコモンズを中心とした学修支援機能の向上により、利用者数を第2期中期目標期間の総利用者数の10%を増加させる。

41 本学の教員と連携し、授業やセミナー等広く教育活動に資する事業を展開するとともに、教員の研究成果をリポジトリ等で一元的に把握し発信することにより、大学の教育研究機能を支援する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

42 実地教育に対して必要最低規模の現状クラス数を維持しつつ、基礎的かつ社会の要請に応じた実践的指導力を養うために、実習校としての機能を充実させる。また、実地教育の高度化に関連して、附属学校園内の先進的教育の実践のため、ユニバーサルデザイン化やIT機器などを活用して、すべての子ども達に必要な応じた学習ができる仕組みを作るとともに、プロジェクト的な学習やアクティブ・ラーニングを促進する。

43 附属学校園が大学と一体となって研究を推進する仕組みを構築し、恒常的な連携によって研究活動を活性化させ、幼・小・中の継続性を強化したカリキュラム研究等に取り組む。また、大学の機能強化のための実験的・先導的な取り組みとして、特別支援教育の新たな展開を踏まえた発達障害への対応、及び子育て支援ルームと附属幼稚園が連携した就学前教育を充実させる。

44 附属学校園と西日本の各自治体との豊富な教員人事交流実績をもとに、地域と連携しながら、公教育の指導的立場になる教員の育成を行い、活動成果を地域の教育研究活動に還元する。また、第3期中期目標期間中に各自治体等との教員人事交流を25件以上行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

45 国の制度改革を踏まえつつ、学内規則等を含めたガバナンスの総点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、IR・総合戦略企画室等による学長を支援する体制を強化する。また、監事機能の強化や自己点検・評価体制の強化、経営協議会の運用の工夫改善など学外有識者の意見を大学運営に適切に反映させる。

46 教育委員会等との人事交流、及び関連する法律の整備状況等を踏まえたクロスアポイントメント制度の導入等により、学校現場での指導経験や関連業種の実務経験を持つ大学教員の割合を第3期中期目標期間末に50%確保する。また、年俸制の運用状況について検証及び業務評価体制等の制度改善を行いつつ、第3期中期目標期間中に年俸制適用教員を5%以上とする。

47 キャリアパスに応じた研修体系と年間プログラムを整備し、学内外の合同研修等、効率的な研修の実施を推進するとともに、外部機関への研修生を毎年1名派遣する。

サバティカル制度等の海外研修を推進するため、制度の改善を行い、第3期中期目標期間中に教員を10人以上派遣する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

① 学士課程

48 大学院との一貫教育、幼保一体化、小中一貫教育など政策状況の変化や社会的ニーズに応じて、教員養成の高度化に対応した専修・専修のコースの再編を含めた学部組織改革を行う。

② 修士課程

49 教科教育に関する先端的・実践的なカリキュラム改革を推進するとともに、教職大学院修了者の教員採用、処遇等の条件整備を考慮の上、第3期中期目標期間中に段階的に教職大学院へ移行する。また、その他の修士課程の教育に関わる社会的ニーズに適合する人材育成のための組織の充実・改善を進める。

③専門職学位課程

50 全国最大規模の教職大学院組織を維持し、そのトップランナーとして先進的な教員養成の高度化に資する教職大学院となるため、平成28年度開設の「教育政策リーダーコース」、「グローバル化推進教育リーダーコース」を含めた専攻・コースの組織再編を行い拡充する。

④博士課程

51 全国の教職大学院等で教育指導を担当できる教育実践学の優れた研究者の養成機能を強化するため、連合大学院博士課程の連携・拡充による我が国における拠点形成を視野に入れて、教育・研究組織を整備・充実させる。

⑤センター組織

52 IR・総合戦略企画室による国の政策動向や学内情報を集約・分析した結果を活用し、教員養成の高度化を推進するため、ナショナルセンターの機能を有する教員養成高度化実践センター（仮称）を平成32年度内に設置する。

3 女性の活躍・男女共同参画に関する目標を達成するための措置

53 男女共同参画の推進体制を整備し、就業環境の充実及び意識啓発事業を実施するとともに、第3期中期目標期間中に女性役員1名以上、女性管理職の割合を15%以上とする。

54 女性教職員の支援体制に係る情報提供や、女性職員による業務説明会の実施等により、女性教職員の採用を促進し、第3期中期目標期間中の女性教職員の採用比率を平均30%以上（人事交流除く）を維持する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

55 ミッションの再定義で明らかにした教員養成の高度化の取組などを強力に支援するため事務組織の機能・編成の見直しを行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置**

56 外部研究資金獲得に向けたインセンティブ制度を充実させ、外部研究資金の募集情報の提供を密に行うなど、研究支援体制を強化し、第3期中期目標期間中、大学の収入に占める外部研究資金の平均割合を、第2期中期目標期間中実績以上にする。

57 多様な資金調達方策として、新たに「教員養成高度化推進基金（仮称）」を創設し、学内外への広報活動を展開することにより、第2期中期目標期間末の兵庫教育大学教育研究振興基金残額の100%以上に相当する収入を第3期中期目標期間中に達成する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

58 他大学等との共同調達、複数年契約やリース契約の拡大、アウトソーシングの導入検討など、業務運営の合理化・効率化や既存事業の徹底的な見直しを行うことにより、第3期中期目標期間中、一般管理費比率を平均6.5%以下に抑制する。また、第2期中期目標期間末の印刷物発行部数の50%以上を電子データ配付に移行し、印刷費を削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

59 学内外への広報活動を展開することにより、保有する土地・建物等のさらなる有効活用を行い、使用料収入額を第2期中期目標期間末比10%以上増加させる。

60 手元資金の安全かつ有利な運用を行い、第3期中期目標期間中、平均運用比率を50%以上にする。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置**1 評価の充実に関する目標を達成するための措置**

61 自己点検・評価、法人評価及び認証評価等を適切かつ効率的に行うため、評価委員会の業務を見直し、エビデンスや指標に基づく評価を実施し、学長のもとに設置された教育改善推進室においてPDCAサイクルを機能させ、また、監事やIR・総合戦略企画室と連携することにより評価の質向上と評価方法の改善につなげる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

62 大学ポータルサイトを活用し、入学希望者や学校教育関係者に本学の強みをアピールするなど情報発信に取り組む。

63 Webページのアクセス解析を元に、ステークホルダーが必要な情報にすばやくアクセスできるよう、サイト構成を見直すとともに、本学のWebページ（英語版を含む）の更新・管理体制を構築し、トータルアクセス数を第2期中期目標期間末比15%以上増加させる。また、ステークホルダーを考慮した広報誌等を作成し、積極的に情報発信を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

64 快適なエコキャンパスとするため、キャンパスマスタープランを見直しガバナンス管理された戦略的な施設マネジメントにより、第3期中期目標期間中、既存施設の有効活用及び施設設備の改修を教育研究施設の10%以上について実施し、計画的な維持管理を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

65 「大規模災害等発生時における近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定書」に基づき、被災大学に対する迅速かつ的確な緊急支援、復旧支援体制を整備するとともに、事業継続計画を充実させる。

66 研修の受講や説明会の開催を通じて安全衛生に対する職員の意識向上に取り組むとともに、衛生管理や安全管理関連の資格取得に係る費用負担等の支援をすることにより、有資格者数を第2期中期目標期間末比30%以上増加させる。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

67 コンプライアンス体制及び危機管理体制を整備・強化するとともに、新任教職員対象及び全教職員対象の研修をそれぞれ年1回以上開催する。また、外部団体が主催するコンプライアンス、内部統制に係る研修に監査担当職員が毎年1回以上出席することにより監査機能を向上させる。

68 種々の「ガイドライン」を踏まえ、研究倫理教育や研究費不正使用防止に関する研修の受講率100%達成、構成員からの誓約書の徴取、取引業者からの誓約書の徴取等、第2期中期目標期間中に整備した研究不正防止、研究費不正使用防止に係る体制について不断の改善を行う。

69 教職員に対して会計に関する学内規則等の研修会を新任教職員及び全教職員対象にそれぞれ年1回以上実施し、会計ルールに関する知識向上及び法令遵守の意識高揚を行うことにより、不適切な会計処理を発生させない。

70 情報システムの技術的対策を継続して実施するとともに、全構成員に対し、情報セキュリティに関する啓発活動を年1回以上行い、大学全体のセキュリティレベルを向上させる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

別紙参照

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

別紙参照

IX 剰余金の使途

別紙参照

X その他

別紙参照

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画等

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	20,566
施設整備費補助金	41
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	174
自己収入	6,473
授業料及び入学科検定料収入	5,836
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	637
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	394
長期借入金収入	0
計	27,648
支出	
業務費	27,039
教育研究経費	27,039
診療経費	0
施設整備費	215
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	394
長期借入金償還金	0
計	27,648

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 18,589 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人兵庫教育大学役員退職手当規程及び同教職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」: 以下の事項にかかる金額の総額。D(y-1) は直前の事業年度における D(y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

- ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
 - ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

Ⅱ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) $D(y) = D(y-1) \times \beta$ （係数）
- (2) $E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{（係数）}\} \times \beta \text{（係数）} \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$
- (3) $F(y) = F(y)$
- (4) $G(y) = G(y)$

$D(y)$ ：教育研究等基幹経費（①）を対象。

$E(y)$ ：その他教育研究経費（②）を対象。

$F(y)$ ：機能強化経費（③）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$G(y)$ ：基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。

$S(y)$ ：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$T(y)$ ：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$ ：教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y)：特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ）：機能強化促進係数。△0.8%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注）中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注）施設整備費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注）自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注）産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注）業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注）産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注）上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」及び「教育等施設基盤調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	27,729
経常費用	27,729
業務費	25,652
教育研究経費	5,379
診療経費	0
受託研究費等	288
役員人件費	400
教員人件費	14,473
職員人件費	5,112
一般管理費	1,091
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	986
臨時損失	0
収入の部	27,729
経常収益	27,729
運営費交付金収益	20,272
授業料収益	4,770
入学金収益	873
検定料収益	193
附属病院収益	0
受託研究等収益	288
寄附金収益	106
財務収益	6
雑益	631
資産見返負債戻入	590
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	27,715
業務活動による支出	26,743
投資活動による支出	905
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	67
資金収入	27,715
業務活動による収入	27,433
運営費交付金による収入	20,566
授業料及び入学料検定料による収入	5,836
附属病院収入	0
受託研究等収入	288
寄附金収入	106
その他の収入	637
投資活動による収入	215
施設費による収入	215
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	67

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

Ⅶ 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

868,887 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額（百万円）	財 源
嬉野台団地ライフライン 再生（ガス設備）他、 小規模改修	総額 215	施設整備費補助金（41） （独）大学改革支援・学位授与機構施設費 交付金（174）

（注1） 施設・設備の内容、金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2） 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金等については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

社会のニーズや本学のミッションの実現に対応できる教員の配置について明確な方針を策定し、厳正な評価に基づいて女性、若手、外国籍の教員を積極的に採用する他、教育委員会との人事交流等により、学校現場での指導経験や関連業種の実務経験を持つ大学教員の割合を第3期中期目標期間末に50%確保する。

また、新たな人事システム・制度（クロスアポイントメント制度等）の導入についての検討の他、既に導入している年俸制については運用状況について検証を行い、必要に応じて改善を行う。

事務職員は、キャリアパスに応じた研修体系と年間プログラムを整備し、学内外の合同研修等、効率的な研修の実施を推進するとともに、計画的に人事交流を実施する。

以上の他、男女共同参画の推進体制を整備し、就業環境の充実及び意識啓発事業を実施する。

（参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み 18,589 百万円（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担

（PFI 事業）

なし

（長期借入金）

なし

（リース資産）

なし

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表（収容定員）

学部	学校教育学部	640人	
研究科	学校教育研究科	630人	うち 修士課程 400人 専門職学位課程 230人
	連合学校教育学研究科	96人	うち 博士課程 96人